

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

☞ チャットボットの導入

Q :チャットボットの導入がされているようですが、どのようなものなのですか？

A :令和2年1月から3月まで試験導入されています。

【解説】

国税庁は、令和2年1月15日から3月31日まで、国税庁ホームページに税務相談の新しいチャネルとしてチャットボットを試験導入しています。

チャットボットとは、「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、利用者が知りたい情報について、メニューを選択して、フリーワード(話し言葉、キーワードなど)を入力すると、AI(人工知能)が自動で回答してくれるというものです。

「試験導入」では、令和元年分の所得税の確定申告のうち、「医療費控除」や「住宅ローン控除」などの各種控除を中心に、給与収入や年金収入がある方の「よくある質問」に答えられるようになっています。具体的には次のような内容になっています。

- ・給与所得、年金の所得に関すること
- ・確定申告の手続に関すること
- ・医療費控除、住宅ローン控除に関すること
- ・生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除(ふるさと納税)、配偶者(特別)控除、扶養控除、基礎控除などに関すること

今後は、相談事例を蓄積して、答える範囲を順次拡大していくとのことです。

